

2024年12月26日

福祉部長寿福祉課長 大嶋 弘章

改善勧告に従わない社会福祉法人の公表について

県が所轄庁である社会福祉法人梅寿会については、債務超過が継続し、債務清算計画の目標値達成への懸念が生じているほか、不適正な会計処理及び内部牽制体制の不備などの課題もあり、法人の運営が著しく適正を欠いていると認められたため、社会福祉法第56条第4項の規定により、改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告を行いました。是正又は改善措置等が図られないことから、同条第5項の規定によりその旨を公表します。

1 当該法人について

- | | |
|----------------|--|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 梅寿会 |
| (2) 設立年月日 | 2009年7月14日 |
| (3) 主たる事務所の所在地 | 神栖市日川字石塚 4112 |
| (4) 理事長名 | 奥田 竜也（おくだ たつや） |
| (5) 実施事業 | 老人福祉サービス事業
(特別養護老人ホーム1か所、ショートステイ2か所)
障害福祉サービス事業
(施設入所支援1か所、共同生活援助2か所、生活介護
2か所、ショートステイ1か所、障害者相談生活支援
1か所) |

2 勧告について

- | | |
|----------------|---|
| (1) 勧告日 | 2024年10月29日 |
| (2) 改善報告期限 | 2024年11月28日 |
| (3) 改善報告書の提出状況 | 当該法人から2024年11月28日付けで「勧告事項改善結果（計画）報告書」の提出があった。 |

3 勧告事項に対する改善結果（計画）報告の状況について

勧告内容に係る事項	改善報告の状況
(1) 会計管理体制に関すること	
取引事業者との不適切な契約に伴う不適切な会計処理については、速やかに中止し、その是正・改善策について検討するとともに、法人資金の不用な流出がないか、その取引収支について過去5年間に遡り調査し、根拠書類を添付の上、報告すること。	不適切な会計処理に関する精査が不十分で、取引事業者間の過去5年間の取引収支も明らかにしていない。また、これを中止、是正・改善する方策も示されていない。
工事請負契約（1億1千万円）を始めとする不適切な各種契約について総点検の上、是正・改善策を検討し、報告書としてとりまとめ提出すること。	工事請負契約、土地建物賃貸借契約、給食業務委託契約を始めとする各種契約について、十分な点検と是正・改善策の検討が行われていない。
預金通帳・印鑑は、法人本部事務所内において、区別して厳正に管理するとともに、特定の者が単独で、全ての収入・支出等の手続きを完結させることがないよう、会計規程等を厳守した会計処理、特に不適切であった現金取り扱いの適正化を図ること。	預金通帳・印鑑の管理に関して、管理の厳格化と、持ち出しの際は、理事長が同行するなどの改善策が示されたが、理事長と会計管理者間の牽制機能が十分でないことなどを考慮すると、実効性があるものとは認められない。
不正の未然防止に、内部牽制機能が有効に働く適正な会計管理体制の構築を直ちに図ること。	現在契約中の会計士とは別の専門家によるチェックを1か月1回程度行う体制とするとしているが、法人役職員が自ら関与する機能強化の仕組みは示されていない。
監事監査機能の適正化と内部監査又は任意監査の機能を導入するなど、会計監査機能の強化を図る改善措置を講じること。	会計年度終了後に監事の人選を適切に行い、報告書は専門家の確認を得た上で提出するとしているが、監事監査への監事の不関与について、改善策が示されていない。
令和4・5年度の年度決算に係る計算書類等について、所轄庁への提出が大幅に遅延したので、次年度は法令に基づく提出期限を厳守すること。	理事長、理事が進捗状況をチェックするとしているが、理事長自らが、所轄庁への報告を行っていることに鑑みると、この対策は不十分である。

拠点区分間の借入・貸付金の年度内相殺を完全に実施するとともに、拠点区分間の資金移動の際には、補正予算等の適切な手続きを踏んだ上で、実行すること。	補正予算の作成手続きについて、理事会での審議が示されたものの、内部取引の年度内相殺の完全実施について、具体的方策が示されていない。
(2) 運営管理体制に関すること	
理事会は、本来の機能を果たせるよう、理事会及び評議員会の構成員や運営方法等を抜本的に見直し、内部牽制機能の強化を図り、法人の適正な管理運営体制の確立を図ること。また、令和6年3月に策定した「債務清算計画書」において掲げた、コンプライアンス体制の確立に向けた取組の進捗状況について、月1回程度、書面にて報告すること。	今後1千万円以上の契約について理事会での審議を厳守すること、コンプライアンス研修の実施、理事の入れ替えなどの対策を示しているが、既に令和6年4月から「債務清算計画書」を策定し改善に取り組んでいるにも関わらず、その進捗状況を確認できる具体的な実績報告がない。
不適正な議事録が認められたので、今後、理事会、評議委員会開催ごとに適正な議事録を作成し、今後1年間にわたり、当該議事録について、議事資料を添付の上、提出すること。	議事録は審議状況を分かり易く記録し、二重チェックを行うとの対策が示され、今回提出された議事録は、具体的であるものの、その議事内容の真実性については、検証することとする。
(3) 理事等の経営責任に関すること	
理事等の経営責任及び忠実な職務遂行について、理事等は、財務悪化(令和5年度末債務超過額▲266,442千円)の経営責任の所在を明らかにし、このような事態に至った根本的な要因を分析の上、抜本的な改善策を理事会等で検討し、その結果について、議事録等を添えて報告すること。	年度会計終了後、理事長、理事、評議員、監事を変更して現体制を一新する、業務分掌規程の策定を行うとしているが、財務悪化の根本的な要因の分析や経営責任の所在の明確化に関して、前理事長のやり方を踏襲したとの記述に留まり、要因分析、責任の所在、抜本的な改善策が示されていない。
債務超過の縮減を図るため、「債務清算計画書」を、随時、実現可能なものに見直すとともに、各理事及び各監事は、法人の経営改善に全力で取り組み、年度ごとの計画目標値を必ず達成すること。	半期の仮決算によると、収益強化の要となる施設の拡大、利用率向上への取組みも十分でないことに加え、借入金返済などの負担なども考慮すると、目標値を達成できるような状況には至っていない。

4 今後の対応等について

法人所轄庁として、当該法人に対し、改めて期限を付して、速やかな改善を求めるとともに、社会福祉法等関係法令を遵守した適正な法人運営を指導する。

なお、今後も勧告事項の改善が図られない場合は、社会福祉法第 56 条第 6 項の規定による改善命令を行う。

【参考 1】社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）抜粋

（監督）

第五十六条

4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置（役員の解職を除く。）をとるべき旨を勧告することができる。

5 所轄庁は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた社会福祉法人が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

6 所轄庁は、第四項の規定による勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。

【参考 2】法人の情報につきましては、以下の URL をご参照願います。

https://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0201000E00.do?_FORMID=PUB0219000&vo_headVO_corporationId=1608113625

（問い合わせ先）

所属課室：福祉部長寿福祉課 介護基盤整備グループ

電話番号：029-301-3321